

業 務 委 託 設 計 書

						技術管理課		
設計	検算	照合	係長	課長		係	係長	課長
					/	/	/	/
業務番号 令和7年度 第 号			主 管 水道局技術部緑井浄水場整備係			設計 令和 7 年 4 月 一 日		
業務名 緑井浄水場低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務						委託期間 契約締結の日から 180 日間 令和 年 月 日まで		
履行場所 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が可能な受注者保有の処理施設								
予算科目 (項) (目) (節)		業務委託金額 (内訳)						
		金 円						

委託施工理由	<p style="text-align: center;">本業務は、緑井浄水場に保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行うものである。</p>
--------	---

業務内容	<p style="text-align: center;">低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 一式</p>
------	---

仕 様 書

1 業務名

緑井浄水場低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務

2 履行場所

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）の処分が可能な受注者保有の処理施設

3 委託期間

契約締結の日から 180 日間

4 委託目的

本業務は、緑井浄水場に保管している低濃度PCB廃棄物の処分を行うものである。

5 業務内容及び実施

受注者は、仕様書及び特記仕様書に基づき業務を実施するものとする。

6 収集運搬

業務場所までの処分対象廃棄物の収集運搬は、本業務に含まない。

なお、収集運搬については、別途発注関連業務「緑井浄水場低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業務（仮称）」として発注する。

7 低濃度PCB廃棄物の種類・数量

特記仕様書に示す。

8 受入条件

受注者は、業務場所に前記7に示す低濃度PCB廃棄物を、解体することなく原状のまま受入れて、安全かつ適正に処分すること。

9 業務に関する注意事項

受注者は、契約締結の後、速やかに現場責任者通知書を発注者に提出するものとする。

10 業務報告書等の提出

受注者は、業務終了後、速やかに業務実施報告書を発注者に提出し、業務の履行状況を明らかにするものとする。

特記仕様書

1 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、認定証の写し等を発注者に提出すること。

なお、許可事項等に変更があったとき、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証の写し等を発注者に提出すること。

(1) 認定証の場合

産業廃棄物の種類： _____

認定番号： _____

(2) 許可証の場合

[特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(3) 処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

(4) 最終処分の場所、方法及び処理能力

最終処分先の番号： _____

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

2 発注者・受注者の責任範囲

(1) 受注者は、次に掲げる法令、ガイドラインその他の関係法令等に基づき、適正に本業務を実施しなければならない。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

ウ 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー

(2) 本業務において、受注者の故意又は過失によって発注者又は第三者に損害が及んだときは、受注者においてその損害を賠償することとし、発注者は、責を負わない。

(3) 前記(2)にかかわらず、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（低濃度PCB廃棄物

の種類もしくは性状等による原因を含む。)に原因があつて第三者に損害が及んだときは、発注者において賠償することとし、受注者は、責を負わない。

(4) 前記(3)の場合において受注者に損害が発生したときは、発注者は、受注者にその損害を賠償する。

3 業務の一時停止

(1) 受注者は、低濃度PCB廃棄物の適正処分が困難となる事由が生じたときには、ただちに業務を一時停止し、発注者に及ぶ影響が最小限となる措置を講ずるとともに、発注者に当該事由の内容及び措置状況を書面により通知すること。

(2) 発注者は受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

4 契約の解除

(1) 発注者及び受注者は、相手方が広島市水道局委託契約約款及び本仕様書の規定に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、書面による催告の上、相互にこれを解除することができる。

(2) 前記(1)の場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物について、処分が未だに完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の措置を講じなければならない。

ア 受注者による事由で発注者が解除した場合

(ア) 受注者は、解除された後も、低濃度PCB廃棄物に対する責任は免れないことを承知し、未処分の低濃度PCB廃棄物の処分を自ら実行するか、または、発注者の承諾を得た上で適切な他の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(イ) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(ウ) 前記(イ)の場合、発注者は、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処分の低濃度PCB廃棄物の処分を当該業者に行わせるものとし、その負担した費用等の償還を受注者に対して請求することができる。

イ 発注者による事由で受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し解除による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処分の低濃度PCB廃棄物を発注者の費用をもって引き取ることを要求し、または、受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

5 その他

(1) 低濃度PCB廃棄物を処理施設に搬入する日時は発注者と受注者の協議のうえ決定する。

(2) 発注者は、委託契約期間中、適正な処分及び事故防止並びに処分費用等の観点から、低濃度PCB廃棄物の性状等の変更があつた場合は、受注者に対し、速やかに

書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

(3) 発注者は、低濃度PCB廃棄物の manifests の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、manifests の記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(4) 本仕様書に記載のない事項で業務遂行に不明な事項は協議のうえ決定する。

6 低濃度PCB廃棄物の種類・数量

表 低濃度PCB廃棄物リスト

PCB製品の種類	製品名	保管重量
塗膜	仕切弁（7個）	57kg×7個=399kg
塗膜	配管（150A）	4,800kg
塗膜	200 ペール缶入	330kg（39缶）

7 低濃度PCB廃棄物の写真



令和 年 月 日

業務実施報告書

令和 年 月 分

(課・所・場分)

住所

氏名

業務名 緑井浄水場低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務

履行場所 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が可能な受注者保有の処理施設

委託期間 (履行期間) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

特記事項

(広島市水道局記入欄)

検査日	決裁日	令和	年	月
令和 年 月 日 検査員 ①	係	係長	課長	

※広島市水道局使用欄

提出者本人確認等済 (提出者 : 水道局確認者 :)

注 : この報告書は、業務委託の検査要領に定める業務委託について適用する。